

交通政策審議会陸上交通分科会自動車部会報告書を受けた 今後の車両の安全対策の進め方（案）

1. 背景

国土交通省では、第 10 次交通安全基本計画の策定にあわせて、昨年 10 月より交通政策審議会陸上交通分科会自動車部会の下に技術安全WGを設置し、最近の交通事故の傾向、社会状況の変化、技術の発展等を踏まえつつ、今後の車両の安全対策の方向について議論を重ね、本年 6 月 24 日、報告書（以下「平成 28 年報告書」という。）を公表したところである。（資料 5）

今後、同報告書に示された報告書に従って、安全基準の拡充・強化、自動車アセスメントの拡充、第 6 期 A S V 推進計画等の施策を進めることとする。

2. 平成 28 年報告書を踏まえた車両安全対策検討会等の進め方

（1）普及段階にある先進安全技術による事故削減効果の評価

交通事故死者数の更なる削減のためには、先進安全技術の性能向上と普及促進がカギとなる。自動ブレーキなど、高い安全効果が期待され、普及段階にある先進安全技術について、事故データ等に基づき、事故削減効果の評価する。

（2）歩行者・自転車事故の詳細分析

交通事故死者数の約半数を占める歩行者・自転車乗員の安全確保のため、対歩行者・自転車自動ブレーキ等の新たな車両の安全対策の検討のため、これまでのマクロデータのみならず、ドライブレコーダデータ等を活用したより詳細な事故分析を行う。なお、具体的な分析は、車両安全対策事故調査・分析検討会に依頼する。

（3）普及段階にある先進安全技術の順次基準化

普及段階にある先進安全技術については、その安全効果と費用のバランスを踏まえつつ、順次基準化を進める。この際、自動車基準の国際調和にも配慮し、可能な限り、WP 29 への提案を通じた、国際基準としての策定・国内採用を基本とする。